

各医療機関管理者 殿

茨城県保健医療部疾病対策課長

感染症法に基づく「医療措置協定」の通年受付の開始について

日頃から本県の感染症対策の推進について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、感染症法に基づく「医療措置協定」については、既に多くの医療機関と締結させていただいており、新たに協定締結を希望する医療機関や、協定締結内容に変更があった医療機関については、年 2 回の申請受付期間を設けて対応してきたところです。

令和 8 年 4 月から、下記のとおり通年で申請を受け付けることといたしますので、御案内いたします。

記

(1) 通年受付変更後の申請方法

県ホームページ掲載の申請フォームから申請

(ホームページ URL)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/iryosochikyotei.html>

※県ホームページに医療措置協定の概要や平時の対応、よくある質問等を掲載しましたので、医療措置協定についてはこちらのページをご確認ください。

(2) 協定締結済の医療機関への現在の協定内容の送付

4 月中に各協定締結医療機関に現在の協定内容が分かる資料を送付予定です。

その際に个人防护具の備蓄について、国における推奨備蓄量等を御案内しますので、協定内容の変更について御検討いただければと存じます。

<本通知に関するお問い合わせ>
茨城県保健医療部 疾病対策課
感染症対策室 予防G 鈴木 (裕)
電話：029-301-3219